

静岡県告示第118号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成18年静岡県告示第58号の静岡都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用される同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年2月24日

静岡県知事 川勝平太

- 1 施行者の名称
静岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
静岡都市計画道路事業 3・3・97号 宮前岳美線
- 3 事業施行期間
平成18年1月13日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

=====

静岡県告示第119号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成19年静岡県告示第813号の静岡都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用される同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年2月24日

静岡県知事 川勝平太

- 1 施行者の名称
静岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
静岡都市計画道路事業 3・4・49号 清水港三保線
- 3 事業施行期間
平成19年8月31日から令和6年3月31日まで
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分

なし